

平成 3 1 年度 生活交通確保維持改善計画の策定について

上記について、郡上市地域公共交通会議要綱第 2 条の規定により、会議の承認を求める。

協議内容

本計画の対象路線は、自主運行バス「鮎立線」「美並北ルート」「美並南ルート」「美並八幡線」の 4 路線、及び(有)八幡観光バスが運行主体となる路線バス「和良線」「明宝線」であり、地域内フィーダー系統の補助対象となることから、事業実績や事業計画にあわせ計画の見直しを行うもの。

平成31年度

生活交通確保維持改善計画  
(平成31～33年度)

平成30年6月25日  
郡上市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画  
(地域公共交通確保維持改善事業のうち地域内フィーダー系統関係)

(策定年月日) 平成 30 年 6 月 25 日  
(協議会名称) 郡上市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

郡上市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

郡上市は岐阜県のほぼ中央に位置し、東を下呂市、北を高山市、西は福井県、南は美濃市及び関市に接する、面積 1030.75k m<sup>2</sup>の山間地域である。道路は南北に東海北陸自動車道や国道 156 号、東西には国道 256 号、国道 472 号、国道 158 号などによるネットワークが形成されている。

人口は、平成 30 年 4 月 1 日現在で合併時の平成 16 年 3 月 1 日 49,883 人と比べ 7,583 人減少(▲15.2%)している。地域別に見て最も減少率が高いのは和良地域(▲25.6%)、次いで明宝地域(▲22.4%)と、他の地域と比べ過疎地域において特に減少率が高くなっている。

公共交通は、合併以前の旧町村毎に異なる公共交通の形態をそのまま継承していたが、運行経費の増加や利用者の減少が続き、効率的・効果的な公共交通の確立が急務となったことから、市民、交通事業者及び行政が相互に連携、協力しながら公共交通の維持及び充実を図っていくために、平成 23 年度策定した『郡上市地域公共交通総合連携計画』後の計画として、平成 30 年 3 月に計画期間 5 年(H30~H34)の『郡上市地域公共交通網形成計画』を策定し、市の公共交通の目指す姿の実現に向け、諸施策に取り組むこととした。

新たな計画では、地域の公共交通を担う市民、交通事業者(長良川鉄道・バス・タクシー)及び行政が相互に連携して、地域公共交通サービスを維持・充実し、移動の面からまちづくりに取り組むこととし、前「総合連携計画」を評価した上で、路線や事業を継承しつつ、高齢者等の対策などの新たな課題に取り組みながら、市民が安心して住み続けられる地域ネットワークの構築を目指す。

生活交通確保維持改善事業としては、公共交通ネットワークが効果的に機能し、利用者の利便性を図るため、確保していく必要がある。

○美並巡回バス(北ルート、南ルート、美並八幡線)は長良川鉄道と連結しており、鉄道とバスの効果的な利用を図っている。

○デマンドバスの鮎立線は白鳥ひるがの線との連絡しており、幹線・支線の効果的な利用を図っている。

○明宝・和良線については、長良川鉄道への連結路線として、鉄道とバスの効果的な利用を図っている。

■郡上市の人口(住民基本台帳)

|     | H16.3  | H30.4  |
|-----|--------|--------|
| 総人口 | 49,883 | 42,300 |
| 八幡  | 16,523 | 13,645 |
| 大和  | 7,406  | 6,683  |
| 白鳥  | 12,880 | 11,273 |
| 高鷲  | 3,625  | 3,128  |
| 美並  | 4,894  | 4,112  |
| 明宝  | 2,197  | 1,705  |
| 和良  | 2,358  | 1,754  |

※合併以降、市全体で 15.2%の減少  
※地域別に見て最も減少率が高いのは和良の 25.6%、一方最も減少率が低いのは大和の 9.8%

## 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

#### 【郡上市地域公共交通網形成計画の目標】

##### 【全体方針】

安心して住み続けられる公共交通ネットワークの構築

##### 【郡上市の公共交通の目指す姿】

- ①移動の権利を尊重する交通ネットワークの構築
- ②市民が安心して生活できる公共交通の構築
- ③市民協働による育てる公共交通の構築

#### 【将来像を達成するため4つの基本方針】

| 基本方針1                                                                                                                                                                                                                                                        | 地域の実情に適した公共交通の確保     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域の実情を把握し、住み続けられるまちづくりを目指して幹線・支線を“網（ネットワーク）”として見直し、利用しやすい運行形態や、交通空白地解消を図り、公共交通を確保します。</li> <li>■ 高校生の安心安全な通学の足として、運行ダイヤ見直しなどによる更なる利便性の向上を図ります。</li> <li>■ 市民・地域（団体）、行政、交通事業者等が共に考え行動し、利用しやすい公共交通網を構築します。</li> </ul> |                      |
| 基本方針2                                                                                                                                                                                                                                                        | 高齢者等が安心して暮らせる公共交通の充実 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 高齢者等の日常生活を支えるため、路線・ダイヤ等の見直しを図ります。</li> <li>■ 高齢者の介護予防を目的とした「おでかけ」を支援するため、公共交通、福祉が連携して移動手段の充実を図ります。</li> <li>■ 高齢者等の利便性向上のため、バス更新時に車両等のバリアフリー化を進めます。</li> </ul>                                                      |                      |
| 基本方針3                                                                                                                                                                                                                                                        | 観光需要に対応した公共交通の充実     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 観光客へのわかりやすい情報提供など、観光地を楽しんでもらえる環境整備を行います。</li> <li>■ 市外からの幹線交通（高速バス・鉄道）と、市街地・観光地を結ぶ公共交通を整備します。</li> <li>■ 長良川鉄道による観光列車・企画列車の運行と、市内の観光施設が連携する観光事業を展開します。</li> </ul>                                                   |                      |
| 基本方針4                                                                                                                                                                                                                                                        | 持続可能な公共交通の推進         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 市民が利用する公共交通の意識を高め、市民と一体となった利用促進を図ります。</li> <li>■ 一人あたりの運行コストを基本に、スクールバスから路線バス等での通学利用へ転換し、運行経費等の適正化を図ります。</li> <li>■ 鉄道や路線バス等の重複する路線は、効率的な運行体系を構築します。</li> <li>■ 運行実態に合わせた車両の小型化を行います。</li> </ul>                    |                      |

#### 【計画の目標値】

多くの人に利用される交通体系及び交通環境となっても、それが将来にわたって継続して運行できることが重要であるため、公共交通を維持するための経済性を把握する目標値を設定します。

| 目指す姿                  | 番号 | 評価指標                         | 数値目標      |           |
|-----------------------|----|------------------------------|-----------|-----------|
|                       |    |                              | 現況値（2016） | 目標値（2022） |
| 移動の権利を尊重する交通ネットワークの構築 | ①  | 公共交通の利用人数（路線・自主バス）           | 227,237人  | 241,000人  |
|                       | ②  | 長良川鉄道の利用人数（沿線全域）             | 759,400人  | 723,000人  |
| 市民が安心して生活できる公共交通の構築   | ③  | 高齢福祉アンケート（バス鉄道が不便と感じる人：回答割合） | 39.2%     | 32.0%     |
| 市民協働による育てる公共交通の構築     | ④  | 一人あたりの運行経費の平均（路線・自主バス）       | 1,064円    | 1,100円    |

### 【目標値を達成するためのフィーダー系統の3年間の目標値】

＜地域内フィーダー系統（国庫補助対象路線）＞

○和良線・明宝線の年間利用者数（H29実績 和良線 19,174人、明宝線 19,839人）

平成31・32・33年度 和良線 19,100人以上、明宝線 19,800人以上

○高校生共通定期・連絡定期購入者数

平成31・32・33年度 郡上高校 20人以上、郡上北高校 3人以上

○美並巡回バスの年間利用者数（H29実績北ルート 1,133人、南ルート 1,591人、八幡線 427人）

平成31・32・33年度 美並北ルート 1,100人以上、美並南ルート 1,500人以上、  
美並八幡線 400人以上

○鮎立線（デマンドバス）の年間利用者数（H29実績 鮎立線 590人）

平成31・32・33年度 第1便（朝）250人、第2便（昼）250人、第3便（夕）90人以上

### （2）事業の効果

目標の達成に向けて4つの基本方針に基づき、市民の日常生活の移動手段として、通院、買い物及び通勤・通学等の目的にあった公共交通による最低限の移動の権利を尊重し、利用実態とニーズに即した運行形態・ダイヤ・ルートの構築へ積極的に転換することで、安心して生活できる交通ネットワークの構築を図る。このほか、長良川鉄道、高速バスといった広域幹線公共交通の乗り継ぎ向上を図るとともに、市民協働による育てる公共交通システムを構築し、持続可能な交通ネットワークを確立する。

また、平成28年3月に策定した、10年間の総合的で計画的なまちづくりのための指針となる『第2次郡上市総合計画』に「公共交通の維持・利便性の向上」を施策に盛り込み、市民、交通事業者、行政がそれぞれの役割に応じて協力し合いながら確保・維持・改善を図っていくこととしており、地域特性や利用実態に対応した少量輸送体制の確立など、住民の理解と利用、協力や参画を得ながら利便性の向上を図る。

美並巡回バスを確保維持していくことにより、長良川鉄道を効果的に利用でき、美並地域の高齢者の通院、買い物の足を確保する効果がある。

デマンドバス鮎立線を確保維持していくことにより、高鷲町から白鳥町へ向かう地域幹線路線である白鳥ひるがの線への連絡ができ、高鷲地域の中核病院への通院、買い物の足を確保する効果がある。

明宝線・和良線は長良川鉄道のフィーダー路線として、和良町、明宝地域の住民が通院等のため市外へ出るための足を確保する効果がある。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【郡上市地域公共交通網形成計画の事業】 ●…連携計画からの継続実施 ◎…H30・31年度実施

#### 1. 地域の事情に適した公共交通の確保

|                     |                         |                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①公共交通路線の見直し・改善      | 郡上市・事業者<br>市民・交通会議・関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「まめバス」の運行ルートの見直し</li> <li>・「美並巡回バス」の運行の見直し</li> <li>・「和良巡回バス」の運行の見直し</li> <li>◎濃飛横断自動車道（郡上市～下呂市）の広域幹線ルートの協議（現在実証実験中）</li> <li>・道の駅「明宝」における乗り継ぎ等の交通拠点機能向上</li> </ul> |
| ②地域の実情に合わせた運行形態の見直し | 郡上市・事業者・市民・交通会議・関係機関    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●高校通学や高齢者の通院に合わせた運行ダイヤの改善</li> <li>◎地域が主体となるデマンド運行の協議</li> </ul>                                                                                                     |
| ③交通空白地域の解消          | 郡上市・事業者・市民・交通会議         | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎運行ルート見直しによる空白地解消【八幡町西乙原地区】</li> <li>◎公共交通を補完する地域団体等の育成【八幡町亀尾島地区】</li> </ul>                                                                                         |
| ④地域住民との協働による取組      | 郡上市・事業者・市民・交通会議・関係機関    | <ul style="list-style-type: none"> <li>●「まめバスを応援する会」による利用促進や応援する活動の推進</li> <li>●長良川鉄道協力会による見学会等の開催</li> <li>◎地域の懇談会等での利用実態の把握</li> </ul>                                                                    |

#### 2. 高齢者等が安心して暮らせる公共交通の充実

|                  |                   |                                                                                                                                                                                                        |
|------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑤高齢者等が利用しやすい環境整備 | 郡上市・事業者・交通会議・関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎高齢者等の利用実態に合う自主運行バスの運行</li> <li>◎公共交通と福祉それぞれのサービスによる高齢者等の移動手段の確保</li> <li>◎高齢福祉部局等との定期的な会議の開催</li> <li>●ユニバーサルデザインタクシー導入補助の実施</li> <li>●バス車両のバリアフリー化</li> </ul> |
|------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 3. 観光需要に対応した公共交通の充実

|                 |                   |                                                                                                                                                          |
|-----------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑥わかりやすい公共交通の実現  | 郡上市・事業者・交通会議・関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域の交通拠点における案内表示看板の改修</li> <li>◎公共交通を利用する訪日外国人への対応</li> <li>●高齢者等への公共交通の乗り方等の周知</li> </ul>                        |
| ⑦観光需要への対応・掘り起こし | 郡上市・事業者・交通会議・関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●郡上八幡 I C バス停留所・市街地間の路線整備（H29～H30 実証実験）</li> <li>◎公共交通情報と観光情報がリンクした情報発信</li> <li>◎タクシーを活用した観光周遊サービスの提供</li> </ul> |

#### 4. 持続可能な公共交通の推進

|              |                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑧公共交通の利用促進   | 郡上市・事業者・市民・交通会議・関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●高校新入学生を対象とした公共交通試乗体験</li> <li>●高校入学説明会でのPR活動</li> <li>●各地域のイベントでの公共交通の周知活動の実施</li> <li>●免許返納者への公共交通の利用促進</li> <li>●地域の商店等と連携した公共交通の利用促進</li> <li>●長良川鉄道と観光施設が連携した観光ツアーの造成</li> <li>●長良川鉄道シルバー会員制度による利用促進</li> <li>●長良川鉄道と運輸事業者による貨客混載</li> <li>◎【教育委員会】高校生通学助成制度</li> <li>◎郡上八幡 I C バス停利用者駐車場整備</li> </ul> |
| ⑨公共交通の運行の効率化 | 郡上市・事業者・市民・交通会議・関係機関 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用実態に合わせた運行ルート、ダイヤの見直しの検討</li> <li>●利用実態に踏まえた小型車両の導入</li> <li>◎路線バス・自主運行バスによる通学利用の促進</li> <li>◎高齢化が進むバス・タクシー乗務員の確保対策</li> </ul>                                                                                                                                                                            |

|                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------|
| 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者                                  |
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付                                              |
| 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者                                                   |
| 市から運行事業者への委託料は運行経費から国庫補助額を控除した額を負担することとしている。                                |
| 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称                                                 |
| 郡上市、(有)八幡観光バス                                                               |
| 7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な計測方法<br>【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】             |
| 該当なし                                                                        |
| 8. 別表 1 の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要                |
| 該当なし                                                                        |
| 9. 別表 4 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】 |
| 該当なし                                                                        |
| 10. 生産性向上の取組みに係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項【地域間幹線系統のみ】                 |
| 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付                                              |
| 11. 外客来訪促進計画との整合性【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】                                     |
| 該当なし                                                                        |
| 12. 車両の取得に係る目的・必要性【地域内フィーダー系統のみ】                                            |
| 該当なし                                                                        |
| 13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】           |
| (1) 事業の目標                                                                   |
| 該当なし                                                                        |
| (2) 事業の効果                                                                   |
| 該当なし                                                                        |
| 14. 車両の取得にかかる定量的な目標・効果【車両減価償却等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】           |
| 該当なし                                                                        |
| 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却等                               |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                             |
| 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                             |
| 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                             |
| 該当なし                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                             |
| 17. 協議会の開催状況と主な議論                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                             |
| <p>平成29年6月27日（H29第1回）生活交通確保維持改善計画の策定について<br/>地域公共交通網形成計画の策定について</p> <p>平成29年9月4日（H29第2回）市町村運営有償運送・市町村福祉有償運送の更新について<br/>郡上市地域公共交通網形成計画の策定について</p> <p>平成29年11月1日（H29第3回）郡上市地域公共交通網形成計画の基本方針（案）について<br/>平成29年12月12日（H29第4回）（株）白鳥交通「白鳥荘川線」の廃線について<br/>郡上市地域公共交通網形成計画の取り組み事業（案）について</p> <p>平成30年1月16日（H29第5回）郡上市地域公共交通網形成計画書（案）について<br/>H29地域公共交通確保維持改善に関する自己評価について</p> <p>平成30年3月19日（H29第6回）郡上市地域公共交通網形成計画について<br/>H29郡上市生活交通確保維持改善計画の変更について</p> <p>平成30年6月25日（H30第1回）生活交通確保維持改善計画の策定について<br/>地域公共交通網形成計画事業の実施について</p> |                                             |
| 18. 利用者等の意見の反映                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                             |
| <p>平成29年度に「郡上市地域公共交通網形成計画」の策定過程で、地域毎の公共交通検討会や懇話会、市民アンケート（市民抽出2,000人）、OD調査などを実施し、利用者のニーズや現状の課題の把握を行った。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                             |
| 19. 協議会メンバーの構成員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                             |
| 市長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 郡上市長                                        |
| 一般乗合旅客自動車運送事業者<br>鉄道事業者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | （株）白鳥交通、（有）八幡観光バス<br>長良川鉄道（株）               |
| 岐阜県バス協会の代表及び岐阜県タクシー協会の代表                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 岐阜県バス協会、大和タクシー（合）                           |
| 市民・利用者代表                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 7地域（旧7町村）代表者、市民公募委員<br>郡上高校PTA会長、郡上北高校PTA会長 |
| 国土交通省中部運輸局（岐阜運輸支局長）又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 中部運輸局岐阜運輸支局首席運輸企画専門官                        |
| 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 八幡バス運転手組合                                   |
| 岐阜県公共交通課長又はその指名する者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 岐阜県公共交通課長                                   |



|                 |                                          |
|-----------------|------------------------------------------|
| 道路管理者又はその指名する者  | 国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所八幡維持出張所<br>長、郡上土木事務所長 |
| 郡上警察署長又はその指名する者 | 郡上警察署交通課長                                |
| 学識経験のある者        | 愛知工業大学客員教授（交通アドバイザー）                     |
| その他交通会議が必要と認める者 | 郡上市観光連盟会長、郡上市社会福祉協議会事務局長                 |

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 郡上市八幡町島谷 228 番地  
 （所 属） 市長公室 企画課  
 （氏 名） 酒井 義文  
 （電 話） 0575-67-1831  
 （e-mail） [kikaku @ city.gujo.gifu.jp](mailto:kikaku@city.gujo.gifu.jp)

## 郡上市地域公共交通網形成計画事業の実施について

上記について、郡上市地域公共交通会議要綱第 2 条の規定により、会議の承認を求める。

### 協議内容

平成 30 年 3 月に策定した「郡上市地域公共交通網形成計画」について、本年度より計画に位置づけられた事業を実施するため、平成 30 年度（2018 年度）実施事業内容について、本会議の承認を求めるもの。

郡上市地域公共交通網形成計画 2018年度(平成30年度)実施事業一覧

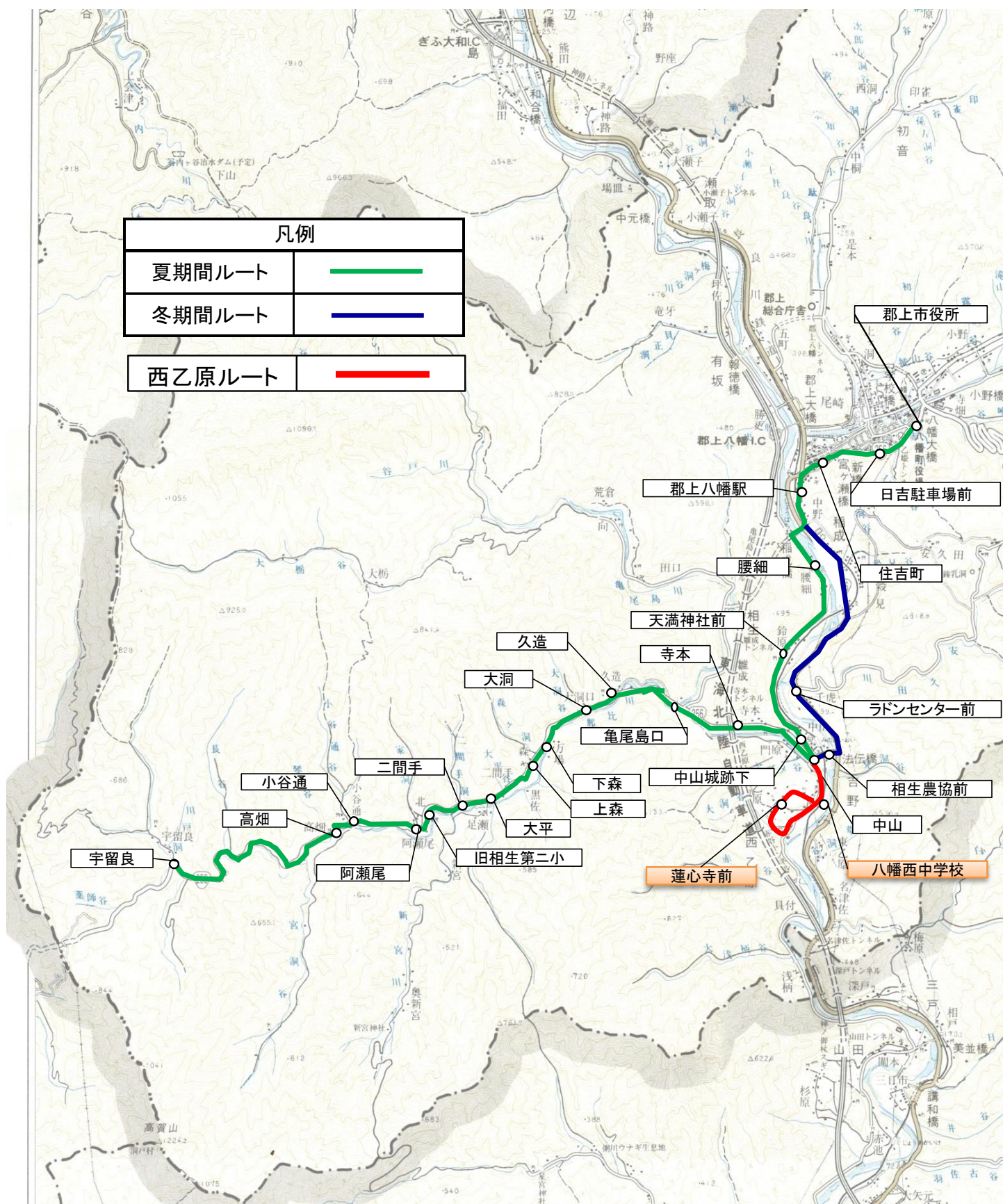
| 区分    | 基本方針                 | No. | 実施施作               | No. | 実施取り組み                    | 事業番号  | 実施事業                               | 対象地域           | 市 | 事業者 | 市民 | 企業 | 事業内容                                                                                                     | 2018年度                                                                                                                       | 関連事業番号        | 2018年度事業費 |
|-------|----------------------|-----|--------------------|-----|---------------------------|-------|------------------------------------|----------------|---|-----|----|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-----------|
| 基本方針1 | 地域の実情に適した公共交通の確保     | ①   | 公共交通路線の見直し・改善      | 1   | 幹線・支線の路線網の維持・見直し          | ①-I   | 「まめバス」の運行ルートの見直し                   | 八幡町市街地         | ● | ●   | ●  |    | 八幡町市街地で運行されている郡上八幡コミュニティバス「まめバス」赤ルート・青ルートの利便性の高い運行形態への見直しを進めます。                                          | 運行形態見直しの検討                                                                                                                   | ⑨-II          | 0千円       |
|       |                      |     |                    |     |                           | ①-II  | 「美並巡回バス」の運行の見直し                    | 美並町            | ● | ●   | ●  |    | 「美並巡回バス」の小中学生の通学利用を含めた運行形態の見直しを進めます。                                                                     |                                                                                                                              | ⑨-II          | 0千円       |
|       |                      |     |                    |     |                           | ①-III | 「和良巡回バス」の運行の見直し                    | 和良町            | ● | ●   | ●  |    | 「和良巡回バス」の小中学生の通学利用を含めた運行形態の見直しを進めます。                                                                     |                                                                                                                              | ⑨-II          | 0千円       |
|       |                      |     |                    | 2   | 道路網の変化による新たな需要に応じた交通網の構築  | ①-IV  | 濃飛横断自動車道(郡上市～下呂市)の広域幹線ルートの協議       | 八幡町、和良町        | ● | ●   | ●  |    | 郡上市から下呂市間を結ぶ広域幹線路線の整備に向け、関係者で協議を進め沿線地域の活性化を進めます。                                                         | 【観光課(予算)にて無料連絡バスの運行】4,432千円<br>【運行日】 5～12月の毎週金・土・日(予約)<br>【運行区間】 JR下呂駅前～郡上八幡城下町プラザ                                           |               | 0千円       |
|       |                      |     |                    | 3   | 交通拠点での乗り継ぎの向上(鉄道を含む)      | ①-V   | 道の駅「明宝」における乗り継ぎ等の交通拠点機能の向上         | 明宝             | ● | ●   | ●  |    | 道の駅「明宝」の施設及び周辺整備に合わせて、バスの運行形態(ダイヤ・乗り場等)を見直し、憩いの場と利便性の良いバス運行を提供し、住みよい地域を目指します。                            | 次年度以降に整備                                                                                                                     |               | 0千円       |
|       |                      | ②   | 地域の実情に合わせた運行形態の見直し | 1   | 運行実態と利用ニーズに合った運行ダイヤへの見直し  | ②-I   | 高校通学や高齢者の通院に合わせた運行ダイヤの改善           | 市内全域           | ● | ●   | ●  |    | 高校生や高齢者等の利用ニーズを把握するため、高校生の利用者アンケートや、高齢者等の会合等で意見収集を行い、適切なダイヤとなるよう調整を行います。                                 | シニアクラブ連合会での意見収集                                                                                                              | ⑥-III<br>⑧-IV | 0千円       |
|       |                      |     |                    | 2   | 定時定路線バスのデマンド化の検討          | ②-II  | 地域が主体となるデマンド運行の協議                  | 市内全域           | ● | ●   | ●  |    | 自主運行バスについて、地域事情に即した運行形態を地域と共に検討し、地域団体が主体となるデマンド運行への協議・支援を行い、市民が暮らしやすい地域を目指します。                           | 和良地域での市民ニーズの整理(①-IIIと合わせて検討)                                                                                                 | ①-III         | 0千円       |
|       |                      | ③   | 交通空白地域の解消          | 1   | 既存の運行ルート等の見直し             | ③-I   | 運行ルートの見直しによる交通空白地の解消【西乙原地区交通空白地解消】 | 八幡町西乙原地区       | ● | ●   | ●  |    | 八幡町西乙原地区の一部にある交通空白地の解消のため、自主運行バス相生線の運行ルートを見直し、移動手段を確保します。                                                | 相生線のルート変更により交通空白地を解消するため、地元協議を行いながら事業を進めていく。<br>①地元代表者協議<br>②学校・事業者協議<br>③関係機関協議<br>④郡上市地域公共交通会議<br>⑤ルート変更予定(10/1)           | 別紙1参照         | 234千円     |
|       |                      |     |                    | 2   | 地域団体等による移動手段の導入           | ③-II  | 公共交通を補完する地域団体等の育成【亀尾島地区交通空白地解消】    | 八幡町亀尾島地区       | ● | ●   | ●  |    | 八幡町亀尾島地区の交通空白地解消のため、地域団体が主体となるタクシーを活用した路線を新設し、安心して暮らせる地域を目指します。                                          | デマンドタクシーの運行により交通空白地を解消するため、地元協議を行いながら事業を進めていく。<br>①地元代表者協議<br>②デマンドタクシーアンケートの配布<br>③アンケート集計・地元協議<br>④関係機関協議<br>⑤運行開始予定(10/1) |               | 229千円     |
|       |                      | ④   | 地域住民との協働による取組      | 1   | 自治会、各種団体等による利用の促進         | ④-I   | 「まめバスを応援する会」による利用促進や応援する活動の推進      | 八幡町            | ● | ●   | ●  |    | 八幡町の「まめバスを応援する会」によるマップ制作に協力し、周知・活用を行います。                                                                 | 普及啓発活動への協力                                                                                                                   |               | 0千円       |
|       |                      |     |                    |     |                           | ④-II  | 長良川鉄道協力会による見学会等の開催                 | 長良川鉄道沿線地域      | ● | ●   | ●  |    | 長良川鉄道協力会による長良川鉄道の見学会等を開催し、長良川鉄道に対するマイレール意識の醸成を図り、鉄道利用の増加を進めます。                                           | 長良川鉄道見学会の開催(長良川鉄道協力会予算)                                                                                                      |               | 1,000千円   |
|       |                      |     |                    | 2   | 地域の懇談会等での地域ニーズの把握と協議      | ④-III | 地域の懇談会等での利用実態の把握                   | 市内全域           | ● | ●   | ●  |    | 地域の実情・ニーズを反映した公共交通体系を確立するため、地域の実情を把握することを目的に、市内7地域において年に1回、市民が集う懇談会を開催して地域の現状やニーズを把握や協議を行い、公共交通施策に反映します。 | 市内7地域での懇談会の開催                                                                                                                |               | 0千円       |
| 基本方針2 | 高齢者等が安心して暮らせる公共交通の充実 | ⑤   | 高齢者等が利用しやすい環境整備    | 1   | 高齢者等の日常生活のための路線の維持        | ⑤-I   | 高齢者等の利用実態に合う自主運行バスの運行              | 市内全域           | ● | ●   |    |    | 高齢者等の外出機会を確保するため、路線を維持すると共に利便性向上と交通空白地解消を合わせた交通体系の改善に向け、バス停留所を増設し、高齢者等のための環境整備を行います。                     | 八幡地域・大和地域でのバス停留所の増設                                                                                                          |               | 227千円     |
|       |                      |     |                    | 2   | 【福祉計画との連携】福祉有償運送・タクシーとの連携 | ⑤-II  | 公共交通と福祉それぞれのサービスによる高齢者等の移動手段の確保    | 市内全域           | ● | ●   | ●  |    | 公共交通と福祉が情報共有等において連携し、それぞれの分野において高齢者等へのサービスを提供し、その中でユニバーサルデザインタクシーや福祉有償運送サービスを合わせて周知します。                  | 定期的な協議の実施                                                                                                                    | ⑤-III         | 0千円       |
|       |                      |     |                    |     |                           | ⑤-III | 高齢福祉部局等との定期的な会議の開催                 | 市役所(企画課、健康福祉部) | ● |     |    |    | 公共交通と高齢福祉部局が連携するため、定期的に会議を開催し情報共有を行います。                                                                  |                                                                                                                              | ⑤-II          | 0千円       |
|       |                      |     |                    |     |                           | ⑤-IV  | ユニバーサルデザインタクシー導入補助制度の実施            | 市内全域           | ● | ●   |    |    | 公共交通のバリアフリー化を推進するため、新たにユニバーサルデザインタクシー車両を導入する事業者への支援を行います。                                                | 導入支援の継続                                                                                                                      | 別紙2参照         | 400千円     |
|       |                      |     |                    | 3   | バス車両のバリアフリー化              | ⑤-V   | バス車両のバリアフリー化                       | 高鷲町            | ● | ●   |    |    | 高齢者や障がいのある方の利便性を向上するため、バリアフリー化を進める中で低床車両やステップ付車両の導入を進めます。                                                | 高鷲「鮎立線」車両更新                                                                                                                  |               | 4,450千円   |

郡上市地域公共交通網形成計画 2018年度(平成30年度)実施事業一覧

| 区分    | 基本方針             | No. | 実施施作           | No. | 実施取り組み           | 事業番号   | 実施事業                      | 対象地域       | 市 | 事業者 | 市民 | 企業 | 事業内容                                                                                     | 2018年度                                                                          | 関連事業番号               | 2018年度事業費 |
|-------|------------------|-----|----------------|-----|------------------|--------|---------------------------|------------|---|-----|----|----|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------|
| 基本方針3 | 観光需要に対応した公共交通の充実 | ⑥   | わかりやすい公共交通の実現  | 1   | わかりやすい路線表示等の実施   | ⑥-I    | 交通拠点における案内表示看板の改修         | 市内全域       | ● | ●   |    |    | 地域の交通拠点施設において、利用者に公共交通情報をわかりやすく提供するため案内表示看板等を改修します。                                      | ①地域の交通拠点の現状調査<br>②地域担当者と協議の上改修案をまとめる                                            |                      | 0千円       |
|       |                  |     |                |     |                  | ⑥-II   | 公共交通を利用する訪日外国人への対応        | 市内の主な観光エリア | ● | ●   |    |    | 訪日外国人への対応として、「まめバス」や事業者路線のバス車内での案内表示の英語表記化を進めます。                                         | ①訪日外国人が利用するエリア、路線等の調査<br>②表示改修する路線等の案をまとめる                                      |                      | 0千円       |
|       |                  |     |                | 2   | 高齢者等への乗り方などの情報提供 | ⑥-III  | 高齢者等への公共交通の乗り方等の周知        | 市内全域       | ● | ●   |    |    | 公共交通に乗り慣れない高齢者等を対象とした出張でのバスの乗り方教室の開催や、乗り方がわかるケーブルテレビ番組を制作、チラシの配布等での情報提供を行います。            | ②-Iと合わせて周知活動                                                                    | ②-I<br>⑧-IV          | 0千円       |
|       |                  | ⑦   | 観光需要への対応・掘り起こし | 1   | 幹線からの2次交通の確保     | ⑦-I    | 郡上八幡ICバス停留所・市街地間の路線整備     | 八幡町        | ● | ●   |    |    | 東海北陸自動車道郡上八幡IC高速バス停留所と八幡市街地との間の移動手段を確保するため、平成29・30年度に実証実験を実施し、実験結果を受けて新たな路線の設置について検討します。 | 【観光課(予算)にて実証実験】 4,680千円<br>-----<br>①今年度実施している実証実験のデータ分析<br>②来年度路線化に向けて関係機関との協議 |                      | 0千円       |
|       |                  |     |                | 2   | 観光客への情報発信        | ⑦-II   | 公共交通情報と観光情報がリンクした情報発信     | 市内の主な観光エリア | ● | ●   |    | ●  | 市外から来訪する観光客に向けたホームページ等での情報発信については、公共交通情報と観光情報をリンクさせたわかりやすい情報提供を行います。                     | ①公共交通ガイドブック策定に向けて準備<br>②市ホームページ等の情報の改修                                          |                      | 0千円       |
|       |                  |     |                | 3   | タクシーの利用促進        | ⑦-III  | タクシーを活用した観光周遊サービスの提供      | 市内の主な観光エリア | ● | ●   |    |    | 観光協会等と連携し、タクシーで市内の観光地を周遊するプランを造成し、利用促進を図ります。                                             | 関係機関との協議及び周遊プランの検討                                                              |                      | 0千円       |
| 基本方針4 | 持続可能な公共交通の推進     | ⑧   | 公共交通の利用促進      | 1   | 高校新入学生の試乗体験の継続実施 | ⑧-I    | 高校新入学生を対象とした公共交通試乗体験      | 市内全域       | ● | ●   | ●  |    | 高校生への利用促進(長良川鉄道・路線バス＜共通定期券・連絡定期券＞)や高校新入学生への無料乗車体験を引き続き実施します。                             | 高校入学説明会・無料乗車体験・ふるさとまつり等での周知の実施                                                  | ⑧-II                 | 0千円       |
|       |                  |     |                | 2   | 乗車体験イベントの継続実施    | ⑧-II   | 高校入学説明会でのPR活動             | 郡上高校、郡上北高校 | ● | ●   | ●  |    | 高校入学説明会で、長良川鉄道、路線バスの無料乗車券を配布し、通学時の体験乗車を継続して実施します。                                        |                                                                                 | ⑧-I                  | 0千円       |
|       |                  |     |                |     |                  | ⑧-III  | 各地域のイベントでの公共交通の周知活動の実施    | 市内全域       | ● | ●   | ●  |    | 各地域で開催されるふるさと祭り等でのPRや実車展示などの周知活動を実施します。                                                  |                                                                                 |                      | 0千円       |
|       |                  |     |                | 3   | 免許返納者への利用促進の継続実施 | ⑧-IV   | 免許返納者への公共交通の利用促進          | 市内全域       | ● | ●   | ●  |    | 高齢者の交通事故が増加する中、今後免許証返納者の増加が予想されることから、免許証返納者への優遇措置の継続と周知を行い、公共交通への転換の促進を図ります。             | ②-I・⑥-IIIと合わせて実施                                                                | ②-I<br>⑥-III         | 0千円       |
|       |                  |     |                | 4   | 地域の商店等と連携した利用促進  | ⑧-V    | 地域の商店等と連携した公共交通の利用促進      | 市内全域       | ● | ●   |    | ●  | 地域の商店等と連携した利用促進策として、公共交通の利用後に商店で割引が受けられる制度を市内の商店で拡充し、商店と公共交通の利用を促進します。                   | 市内の商店等への協力要請の実施                                                                 |                      | 0千円       |
|       |                  |     |                | 5   | 長良川鉄道の利用促進       | ⑧-VI   | 長良川鉄道と観光施設が連携したツアー造成      | 長良川鉄道沿線地域  | ● | ●   |    | ●  | 長良川鉄道による観光列車・企画列車の運行と、市内の観光施設が連携するツアー企画やクーポン付乗車券を販売します。                                  | 長良川鉄道による企画商品開発(あゆパーク等)                                                          |                      | 0千円       |
|       |                  |     |                |     |                  | ⑧-VII  | 長良川鉄道シルバー会員制度による利用促進      | 長良川鉄道沿線地域  | ● | ●   |    |    | 長良川鉄道シルバー会員制度の周知による高齢者の利用促進を図ります。                                                        | ②-I・⑥-III・⑧-IVと合わせて実施                                                           | ②-I<br>⑥-III<br>⑧-IV | 0千円       |
|       |                  |     |                |     |                  | ⑧-VIII | 長良川鉄道と運輸事業者による貨客混載        | 長良川鉄道沿線地域  | ● | ●   |    |    | 長良川鉄道㈱と運輸事業者による貨客混載事業を継続し、経営安定化とCO2削減による環境への影響を軽減します。                                    | 事業の継続                                                                           | 別紙3参照                | 0千円       |
|       |                  |     |                | 新   | 高校生の通学利用促進       | ⑧-IX   | 【教育委員会】市内高校生通学助成補助        | 市内全域       | ● |     | ●  |    | 市内の高校へ通学する高校生の通学費用に対し、月8,000円以上超えた分について2分の1を市が助成する制度                                     | 【新規】今年度より教育委員会にて制度化 11,193千円                                                    |                      | 0千円       |
|       |                  |     |                |     | 高速バスの利用促進        | ⑧-X    | 郡上八幡ICバス停利用者駐車場整備         | 八幡町        | ● |     |    |    | 郡上八幡IC高速バス停利用者駐車場を整備し、利用促進を図ります。                                                         | ①地権者協議<br>②駐車場・サイン整備                                                            | 別紙4参照                | 794千円     |
|       |                  | ⑨   | 公共交通の運行の効率化    | 1   | 運行経費の適正化         | ⑨-I    | 利用実態に合わせた運行ルート、ダイヤの見直しの検討 | 市内全域       | ● | ●   | ●  |    | 公共交通を持続可能なものとするため、運行形態の見直しや適正な料金体系への転換を検討します。                                            | 平成29年度の運行実績の分析                                                                  | ⑨-III                | 0千円       |
|       |                  |     |                | 2   | バス車両の小型化         | ⑨-II   | 利用実態を踏まえた小型車両の導入          | 市内全域       | ● | ●   |    |    | 地域の実情に合わせたバス車両の小型化や、既存車両のやりくりによるによる効率的な運行を実施します。                                         | ①-I・①-II・①-IIIと合わせて検討                                                           | ①-I<br>①-II<br>①-III | 0千円       |
|       |                  |     |                | 3   | 路線バス等での通学利用の促進   | ⑨-III  | 路線バス、自主運行バスの通学利用の促進       | 市内全域       | ● | ●   | ●  |    | 路線バス・自主運行バスによる通学利用を全路線対象に検討を行い、市全体としての運行コストの効率化を図ります。                                    | 検討・協議<br>(⑨-Iと合わせて検討)                                                           | ⑨-I                  | 0千円       |
|       |                  |     |                | 4   | 運行体制の強化          | ⑨-IV   | 高齢化が進むバス・タクシー乗務員の確保対策     | 市内全域       | ● | ●   |    |    | 高齢化が進む公共交通の乗務員の確保対策として、バス・タクシー乗務員の二種免許等の資格取得費用に対する助成を行います。                               | 市内の交通事業者を支援するため、2種免許等取得にかかる助成制度を創設する。<br>【新規】今年度より制定化                           |                      | 500千円     |

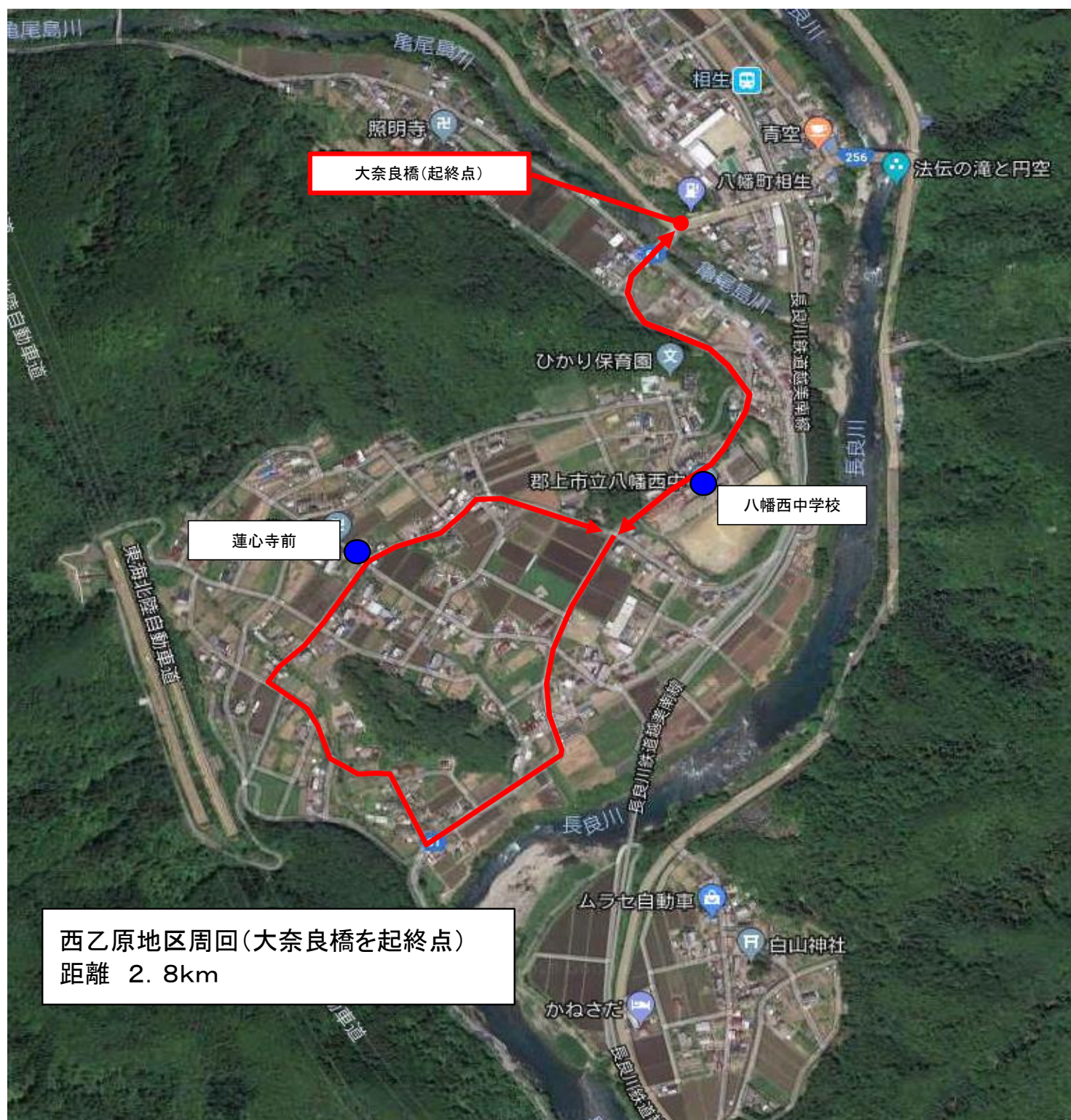


## 相生線ルート変更による交通空白地の解消





## 西乙原地区バスルート(案)





## 郡上市ユニバーサルデザインタクシー導入補助制度

ユニバーサルデザインタクシーの普及促進を図り、誰もが安心・安全で快適に利用できる交通環境の整備を推進するため、ユニバーサルデザインタクシーを導入するタクシー事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

○補助金額 車両 1 台当たりの補助金の限度額は、20 万円

○平成 29 年度実績 車両導入 2 両 (株式会社白鳥交通)

○平成 30 年度予定 車両導入 2 両 (有限会社八幡観光バス)

○導入された車両 (株式会社白鳥交通)





### 長良川鉄道シルバー会員制度

長良川鉄道シルバー会員になると、1乗車あたりワンコイン（500円）で乗車できます。

- 申請受付開始日      平成29年10月1日～
- 申請できる方          満70歳以上で美濃加茂市・富加町・関市・美濃市・郡  
上市のいずれかに住民登録されている方
- 年会費                  1,000円

### 【シルバー会員登録実績】

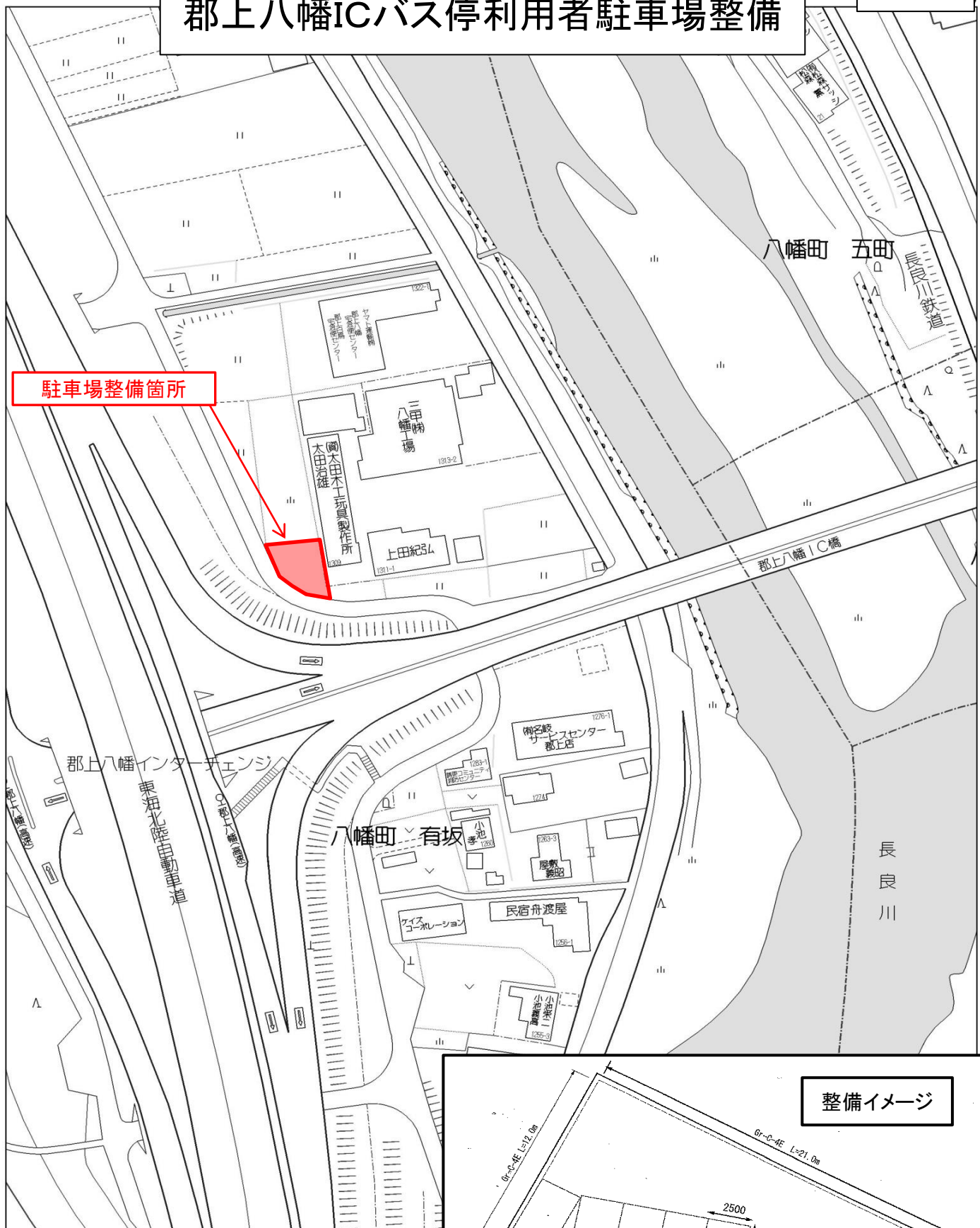
- 平成29年度                                  72名（内郡上市在住：61名）
- 平成30年度（5月末現在）              23名（内郡上市在住：23名）

### 長良川鉄道と運輸事業者による貨客混載

長良川鉄道㈱とヤマト運輸㈱は、平成29年11月に、関市の関駅と郡上市の美並刈安駅の区間で、鉄道を利用して乗客と宅急便を混載して運ぶ「貨客混載」の実証実験を行い、平成30年2月21日より運行開始となりました。

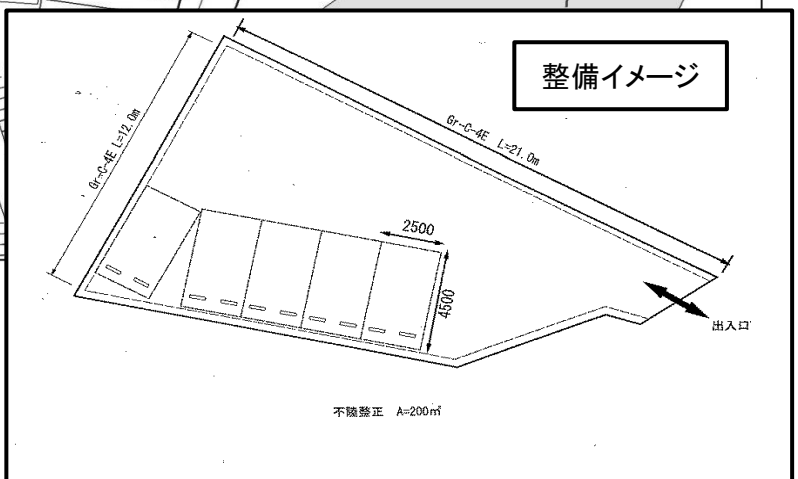


# 郡上八幡ICバス停利用者駐車場整備



郡上市八幡町 有坂付近

## 整備イメージ



### 郡上市地域公共交通会議幹事会の構成について

上記について、郡上市地域公共交通会議要綱第 8 条の規定により、会議の承認を求める。

#### 協議内容

郡上市地域公共交通網形成計画に基づく事業の実施や、社会情勢、市民のニーズを把握し、同計画に基づく事業を適切に改善していく必要があることから、毎年、事業評価を行うこととしている。評価にあたっては、郡上市地域公共交通会議要綱第 8 条に定める「幹事会」において、計画の目標値のみならず、取組事業の達成状況の検証・評価、改善の協議を行ったうえで、郡上市地域公共交通会議に諮ることを同計画で定めている。よって、幹事会の委員構成について、本会議の承認を求めるもの。

## 平成30年度 郡上市地域公共交通会議委員幹事会(案)

| 区 分               | 所 属              | 氏 名    | 備 考 |
|-------------------|------------------|--------|-----|
| 一般乗合旅客自動車<br>運送業者 | 株式会社白鳥交通 代表取締役   | 尾藤 安正  |     |
|                   | 有限会社八幡観光バス 代表取締役 | 平岩 憲政  |     |
| 岐阜県タクシー協会         | 大和タクシー(合) 無限責任社員 | 田中 秀昭  |     |
| 鉄道関係              | 長良川鉄道(株)取締役運輸部長  | 佐々木 綱行 |     |
| 市民・利用者代表<br>(10)  | 八幡地域             | 大西 春子  | H30 |
|                   | 大和地域             | 畑中 知昭  | H31 |
|                   | 白鳥地域             | 出井 建雄  | H30 |
|                   | 高鷲地域             | 馬淵 公子  | H31 |
|                   | 美並地域             | 古田 米弘  | H30 |
|                   | 明宝地域             | 西脇 洋恵  | H31 |
|                   | 和良地域             | 佐野みゆき  | H30 |
|                   | 公募               | 廣中 健太  | H31 |

交通事業者4名＋市民代表4名＝8名

|     |                  |       |  |
|-----|------------------|-------|--|
| 事務局 | 郡上市 市長公室企画課長     | 河合 保隆 |  |
|     | 郡上市市長公室企画課交通対策担当 | 井上 裕章 |  |
|     |                  | 酒井 義文 |  |



## 平成30年度郡上市地域公共交通会議・幹事会のスケジュールについて

○第1回 郡上市地域公共交通会議

平成30年6月25日

○第2回 郡上市地域公共交通会議

平成30年8月下旬

- ・相生線ルート変更
- ・亀尾島デマンドタクシー料金協議

◎第1回 郡上市地域公共交通会議幹事会

平成30年10月

- ・郡上市地域公共交通網形成計画事業の評価方法

◎第2回 郡上市地域公共交通会議幹事会

平成30年11月

- ・郡上市地域公共交通網形成計画事業の評価

○第3回 郡上市地域公共交通会議

平成30年12月

- ・郡上八幡 IC 高速バス停留所と八幡市街地区間の路線化
- ・郡上市地域公共交通網形成計画事業の評価

○第4回 郡上市地域公共交通会議

平成31年3月

- ・ダイヤ改正による時刻表の改正

**改正**

平成22年 2 月26日告示第12号

平成30年 3 月13日告示第33号

郡上市地域公共交通会議要綱

(設置)

**第1条** 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域における市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、郡上市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

2 交通会議の事務所は、岐阜県郡上市八幡町島谷228番地郡上市役所内に置く。

(協議事項)

**第2条** 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 市の公共交通の推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 地域公共交通網形成計画に関する事項
- (5) 地域公共交通網形成計画に位置づけられた事業の実施及び評価に関する事項
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の委員)

**第3条** 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 岐阜県バス協会の代表及び岐阜県タクシー協会の代表
- (4) 市民又は利用者の代表
- (5) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (6) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (7) 岐阜県公共交通課長又はその指名する者
- (8) 道路管理者又はその指名する者
- (9) 郡上警察署長又はその指名する者
- (10) 学識経験のある者
- (11) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 交通会議に会長及び副会長1名を置き、第3条第1号に掲げるものが会長となり、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の会議)

**第6条** 交通会議の会議（以下、単に「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。  
(協議結果の取扱い)

**第7条** 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に務めるものとする。  
(幹事会)

**第8条** 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、交通会議に幹事会を置くことができる。  
2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。  
(事務局)

**第9条** 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。  
2 事務局は、郡上市市長公室企画課に置く。  
3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。  
4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
(経費の負担)

**第10条** 交通会議の運営に要する経費は、郡上市の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。  
(監査)

**第11条** 交通会議に監事を2名置く。  
2 監事は、会長が委員の中から指名する。  
3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。  
(財務に関する事項)

**第12条** 交通会議の予算編成、出納その他財務に関する必要な事項は、会長が別に定める。  
(交通会議が解散した場合の措置)

**第13条** 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。  
(その他)

**第14条** この告示に定めるもののほか交通会議の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成20年8月10日から施行する。

#### 附 則 (平成22年2月26日告示第12号)

この告示は、平成22年2月26日から施行する。

#### 附 則 (平成30年3月13日告示第33号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

## 郡上市地域公共交通会議幹事会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、郡上市地域公共交通会議要綱第8条の規定に基づく郡上市地域公共交通会議幹事会（以下「幹事会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 幹事会は、次の者をもって組織する。

- (1) 要綱第3条に定める委員のうち会長が指名する者
  - (2) 前号に掲げる者のほか、会長が特に必要と認めた者
- (役員)

第3条 幹事会に、幹事長及び副幹事長1名を置く。

- 2 幹事長は、幹事の互選により選任し、副幹事長は幹事のうちから幹事長が指名する。

### (幹事会の会議)

第4条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は幹事長が必要に応じて招集する。

- 2 幹事長は、幹事会を主宰し、会議の議長となる。
- 3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会議は、原則として公開とする。

### (関係者の出席)

第5条 幹事長は、必要に応じて会議に関係者の出席、資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

### (報告)

第6条 幹事長は、会議の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

### (庶務)

第7条 幹事会の庶務は、要綱第9条に規定する事務局（以下「事務局」という。）において処理する。

### (委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 2 月 26 日から施行する。



## 高速名古屋・郡上八幡線の新設について

### 報告内容

平成30年7月14日（土）より、岐阜乗合自動車株式会社が新規運行する、「高速名古屋・郡上八幡線」について報告する。

高速乗合バスで行く

郡 上  
八 幡

ぐじょうはちまん



岐阜バス

2018年  
7月14日  
運行開始  
予約制



郡上八幡

高速 名古屋・郡上八幡線

名古屋 ↔ 郡上八幡  
NAGOYA GUJO HACHIMAN

1日2往復  
予約制

大人片道 2,210円  
大人往復 4,000円

### 時刻表

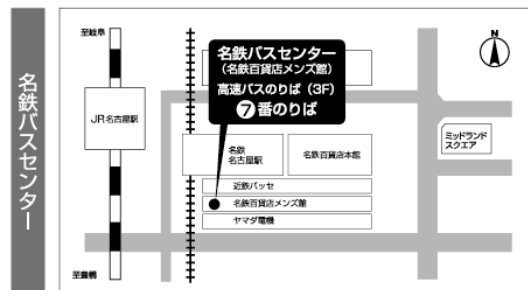
【名古屋 ▶ 郡上八幡】

|            |       |       |
|------------|-------|-------|
| 名鉄バスセンター   | 8:50  | 13:30 |
| 高速各務原      | 9:28  | 14:08 |
| 高速関        | 9:37  | 14:17 |
| 高速美濃       | 9:43  | 14:23 |
| 高速郡上美並     | 9:59  | 14:39 |
| 郡上八幡城下町プラザ | 10:15 | 14:55 |

【郡上八幡 ▶ 名古屋】

|            |       |       |
|------------|-------|-------|
| 郡上八幡城下町プラザ | 10:40 | 15:20 |
| 高速郡上美並     | 10:56 | 15:36 |
| 高速美濃       | 11:14 | 15:54 |
| 高速関        | 11:20 | 16:00 |
| 高速各務原      | 11:29 | 16:09 |
| 名鉄バスセンター   | 12:13 | 17:05 |

### のりば案内



### 運賃

【名古屋 ▶ 郡上八幡】

|            |        |
|------------|--------|
| 名鉄バスセンターから | —      |
| 高速各務原      | 820円   |
| 高速関        | 1,030円 |
| 高速美濃       | 1,230円 |
| 高速郡上美並     | 1,850円 |
| 郡上八幡城下町プラザ | 2,210円 |

【郡上八幡 ▶ 名古屋】

|              |        |
|--------------|--------|
| 郡上八幡城下町プラザから | —      |
| 高速郡上美並       | 510円   |
| 高速美濃         | 1,060円 |
| 高速関          | 1,180円 |
| 高速各務原        | 1,410円 |
| 名鉄バスセンター     | 2,210円 |

【名古屋 ↔ 郡上八幡 往復割引】… 大人 4,000円 小人 2,000円

### ■ご予約・お問合せ…

□岐阜バス・高速予約センター

☎058-240-0489

【営業時間】 平日 9:00~18:00 土日祝 9:00~17:00

□岐阜バスターミナル

☎058-266-8822

【営業時間】 平日 7:30~19:30 土日祝 7:30~18:00

□名鉄バスセンター・高速バス予約センター

☎052-582-0489

【営業時間】 8:00~19:00

●インターネットからのご予約は ……

<http://www.highwaybus.com/>

携帯スマホからアクセス  
ハイウェイバスドットコム▶



## 郡上おどり情報 (2018年度)

【おどり期間】 7月14日~9月8日

【徹夜おどり】 8月13~16日

郡上おどりについてのお問い合わせは…

郡上八幡観光協会 TEL 0575-67-0002

お申し込みのご案内

- 座席は完全予約制です。乗車券は、乗車日の1ヶ月前より販売いたします。ご予約の上、ご購入願います。
- 往復割引乗車券は、当路線にて往路乗車日より10日以内に復路をご利用される場合で、なおかつ事前に乗車券をご購入された場合に限り有効となります。(車内現金精算及び、ayuca精算では適用されませんので、ご注意ください。)
- 往復割引と身体障害者割引の二重割引は適用されません。
- お電話によるご予約の方は、乗車券のご予約後10日以内に名鉄バスセンター、岐阜バスターミナルまたは最寄りの当社営業所、旅行センターでご購入ください。
- 乗車券購入後は、お電話による予約内容の変更は出来ませんので、ご購入された窓口または最寄りの窓口へ乗車券すべてをお持ちください。変更にかかる手数料は、1回目限り無料とし、2回目以降は一旦払戻(払戻手数料が発生します)のうえ、新たに乗車券をご購入ください。
- お乗り遅れによる払戻、変更は一切いたしません。
- 乗車券は途中下車前迄無効となります。
- 乗車券を忘れた場合、または紛失された場合には、再度購入していただくことになります。原券の払戻はお取扱いいたしますが、再度購入の確認がとれるまで、お時間をいただく場合があります。(後日改めてお越しいただく場合もありますので、ご了承ください。)
- お出かけ先でのキャンセル・変更につきましては、ご予約された便の出発時刻前に最寄りの窓口へお申し出いただき、不乗証明を受けてください。原券の払戻は乗車券のご購入窓口のみでお取扱いいたします。ただし、払戻は出発予定日より7日以内に限りです。
- 高速バスは、道路状況、気象状況などにより遅延することがございますので、ご了承願います。遅延による払戻はいたしません。また、運行上安全が確保されない場合は運休することがありますので、その際は電話にて、ご連絡させていただきます。
- お荷物の積み込みには限りがございますので、少量におまとめください。なお、破損・盗難等につきましては一切責任を負いかねますので、ご注意ください。
- 車両点検等により車両が変更することがありますので、ご了承願います。使用車両によっては、座席位置・設備が異なる場合があります。

※当路線について… □運行形態/高速乗合バス □実車距離/81.7km(最長) □運転者/1人  
□運行会社/岐阜乗合自動車株式会社 □所要時間/往路1時間25分・復路1時間45分  
□任意保険/対人無制限・対物500万円

岐阜バス